

令和 7 年度第 3 回
千葉県社会福祉審議会児童福祉専門分科会
社会的養護検討部会 会議録

- 1 日 時 令和 8 年 3 月 2 4 日（火）午後 1 時 3 0 分～午後 5 時
- 2 会 場 千葉県庁南庁舎 4 階 収用委員会審理室
- 3 出席者 稲垣委員、朝比奈委員、安藤委員、篠崎委員、鈴木委員、佐京委員、岩瀬委員
- 4 議 事

第一部

（１）「千葉県子どもを虐待から守る基本計画」の進捗状況について

- 事務局説明
- 意見・質疑応答

（委員）

数が達成できれば良しとする評価の仕方はヒューマンサービスの領域では瑕疵を生じてくると思われるため、定量的な評価に留まらないように要望する。

（委員）

目標を達成できなかった養育支援訪問事業の実施市町村数について、目標が全市町村に対して 38 市町村に留まったとある。残りの市町村について、会議や研修等の機会を活用して市町村に実施を促すとしているが、いつを目処にというような話が出ていたら教えてほしい。また、一時保護所の保護人数の定員超過の解消も目標達成できなかったとあるが、2 施設が増えれば解消の見込みか。

（回答）

養育支援訪問事業については、引き続き市町村に事業の実施を働きかけている。見直し後の計画においても法改正で導入された家庭支援事業の実施を改めて目標に設定している。家庭支援事業の実施については、県で、市町村負担の半分を県独自で上乗せ助成を行い、市町村の事業の導入等を促す補助事業を導入しており、引き続き市町村に実施を働きかけていく。

一時保護所の保護人数の定員超過の解消については、超過が続いている状況は事実。里親委託の推進や、施設から家庭復帰への支援をする家庭養育推進チームを各児相に配備しているが厳しい状況である。今後、令和 8 年度に新しく印旛児童相談所、松戸児童相談所の 2 つの児童相談所ができ、また、船橋市と柏市も新たに児童相談所を設置することとしており、合わせて新たに 4 つの児童相談所が出来て一時保護所も 100 人くらい定員が増える予定のため、大分改善されると思われる。

(2) 「千葉県子ども虐待対応マニュアル」の改定について

- 事務局説明
 - 意見・質疑応答
- (委員)

このマニュアルは誰が読むものか。

(回答)

本マニュアルは業務マニュアルであるため、児童相談所職員や市町村職員が読むものだが、施設の方にも読んでいただくと県の業務に対する考え方を知ることができると思われる。

(委員)

マニュアルの研修などは予定されているか。この内容を咀嚼できるようになるには経験が必要と思うが。

(回答)

研修は予定している。また、ブラザー・シスターという、仕事に関しては何でも聞ける先輩職員にマンツーマンで教えてもらう仕組みを作っている。

(委員)

以前のマニュアルは、市町村と児童相談所をある程度分けていたが、一緒にした考えなどを聞きたい。

(回答)

市町村に、虐待事案は児相だけではないという意識を持っていただきたいということがあるので、あえて役割分担で分けて章立てしている。

(委員)

ＯＪＴをする職員は古いマニュアルに慣れている。その職員がこのマニュアルに頭の中をリニューアルしないと、新しいマニュアルを生かした研修というのは難しいと思う。これを生かせるよう、研修教材などを工夫していただきたい。

(3) 被措置児童等虐待の疑いに関する報告について（非公開）

第二部

(1) 児童虐待死亡事例等検証報告（第6次答申）（案）について（非公開）

- 事務局説明
- 意見・質疑応答

※ 議事第1部（3）及び第二部は個人情報に関わる事項のため、会議冒頭に公開・非公開の審議を行い、非公開に決定した。